

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
欠席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	鈴 木 巖	
欠席	委 員	佐 藤 修 康	
欠席	委 員	鷺 野 孝 一	
出席	委 員	野 口 浩 孝	
出席	委 員	山 田 和 良	
出席	委 員	太 田 芳 郎	
出席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
出席	委 員	松 永 勇	
出席	委 員	八 木 聖	
出席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
出席	委 員	横 井 芳 之	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	井戸田 敏 明	
出席	委 員	堀 田 薫	
	委 員	欠 員	
出席	委 員	飯 田 喜美子	
出席	委 員	堀 田 爲積穂	
出席	委 員	加 藤 俊 治	
出席	委 員	鈴 木 秀 夫	
出席	委 員	加 賀 裕 二	
出席	委 員	前 野 順 子	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	神 田 俊 紀	
出席	委 員	平 野 博 吉	
出席	委 員	柴 田 隆 吉	
出席	委 員	竹 田 義 弘	
出席	委 員	池 口 克 八	
出席	委 員	横 井 美喜夫	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 進	
欠席	委 員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	奥 田 哲 弘
課 長 補 佐（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 任（事務担当）	瀧 田 崇 司

## 進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 平成28年12月19日(月) 午前9時00分から午後9時25分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(32人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(4人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書</p> <p>日程第 8 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷺尾和彦 主任 若松孝志 主任 瀧田崇司である。</p> <p>8. 会議の概要</p>
事務局長	<p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、只今より、平成28年12月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p>
会長	<p>会長さん宜しくをお願いします。</p>

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は36名中32名で、定足数に達しておりますので、只今より12月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、  
議席番号22番 堀田 為積穂 委員  
議席番号23番 加藤 俊治 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・4件  
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・2件  
議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・8件  
決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
当委員会の決定について・・・・・・・・・・26件  
専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・5件  
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・1件  
2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・6件  
3. 現況証明願・・・・・・・・・・3件  
報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・12件  
2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・1件

事務局

それでは、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請 4件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

会長

《事務局説明》

(1番から4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、4件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

只今、事務局より議案第24号 について説明させていただきました、何か

事務局	<p>ご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 24号 農地法第3条の規定による許可申請 4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 25号 農地法第4条の規定による許可申請 2件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
会長	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、隣接する居宅にて暮らしておりますが、現在の敷地のみでは、自宅への進入路を確保することが難しいため、今般の申請にて、申請地を進入路及び庭敷地として利用する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、農業を営んでおりますが、ビニールハウスなどの施設栽培による順調な経営拡大に伴い、現在の農業用施設用地のみでは大変手狭なため、今般の申請にて、申請地に農業用倉庫を建築し、育苗施設用地としても利用する計画でございます。</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
事務局	<p>只今、事務局より議案第 25号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>
会長	<p>それでは議案第 25号 農地法第4条の規定による許可申請 2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 26号 農地法第5条の規定による許可申請 8件につ</p>

	<p>いて審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、隣接する宅地にて暮らしておりますが、現在の宅地のみでは、駐車スペースを確保することが困難なため、今般の申請にて申請地を駐車場として利用する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、清須市内の賃貸住宅にて、妻、子どもの3人で暮らしておりますが、子どもが成長するにつれ、家財道具も増え、現在の賃貸住宅では大変手狭なため、父所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p>
<p>事務局 会長</p>	<p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 隣接する既存宅地へ住宅を建築するにあたり、接道がないため、今般の申請にて申請地を進入路として利用する計画でございます。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、あま市内の賃貸アパートにて、妻、子どもの3人で暮らしておりますが、子どもが成長するにつれ、現在の賃貸アパートでは大変手狭なため、祖母所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、製造業を営んでおりますが、受注量の増加に伴い、現在の敷地のみでは作業スペースも大変手狭なため、また、発送に伴う、トラック等の駐車スペースの確保も困難なため、今般の申請にて、申請地を作業場及び駐車場として利用する計画でございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、本社及び美和工場にて、合成樹脂形成加工業を営んでおりますが、業績も順調に伸展し、受注内容について、今まで以上に技術が必要となり、新たに、美和工場より、従業員が移転するにあたり、現在の駐車場のみでは大変手狭なため、今般の申請にて、申請地を駐車場として利用する計画でございます。</p> <p>(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、160枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、雨水につきましては、東側既設側溝へ排水する計画でございます。</p> <p>(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、大治町内の賃貸アパートにて夫と2人で暮らしておりますが、家財道具も増え、現在の賃貸アパートでは大変手狭なため、父所有地及び隣接する土地を購入し、分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>以上、8件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 26号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 26号 農地法第5条の規定による許可申請 8件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (1番から26番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p>
<p>会長</p>	<p>決定第8号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から26番、全体筆数は66筆、面積は58,853㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受入人となって利用権設定された筆数は29筆、25,392㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受入は8方で合計37筆、33,461㎡です。内容につきましては、作物は水稻、レンコンでございます。公告年月日は平成28年12月28日、契約開始年月日は平成29年1月1日、すべて新規26件、権利の内容はすべて賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、事務局より決定第 8号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>
<p>柴田委員 会長</p>	<p>それでは、決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていた</p>



事務局長

だきます。

続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。

《事務局説明》

(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から5番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、5件の届出を受理いたしました。

(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。

(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から6番の申請者住所氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況・処理年月日を朗読説明) 以上、6件の届出を受理いたしました。

(専決報告 現況証明願 1番から3番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明) 以上、3件の証明願いを受理いたしました。以上で説明を終わります。

只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。

続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。

《事務局説明》

(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から12番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し説明とさせていただきます。議案番号1番から12番、全体筆数は19筆、面積は18,322㎡です。内訳としまして、田14筆、面積17,429㎡、畑5筆、面積893㎡です。以上、12件の合意解約通知を受理いたしました。

(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・

埋立期間・備考を朗読説明)以上、1件の届出を受理いたしました。以上で説明を終わります。

只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

(発言なし)  
宜しいでしょうか。

それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これをもちまして、12月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前 9時25分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成28年12月19日

会 長 日 永 熙

議事録署名者  
議席番号 22番委員 堀 田 為積穂

議事録署名者  
議席番号 23番委員 加 藤 俊 治